

鳥取トヨタ自動車株式会社 奨学金規定概要

(目 的)

本規定は、自動車整備専門学校(以下「専門学校」と鳥取トヨタ自動車株式会社(以下「当社」)が自動車整備士を志す学生に対し、授業料、生活費その他学生生活を営む上で必要となる支払いの支援を行うため、指定専門学校と当社が共同で行う奨学金制度として定めるものとする。

(申請者の資格要件)

申請者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 鳥取県の高等学校等に在学中の生徒で専門学校に進学を希望する者。
- (2) 専門学校を卒業後当社に入社を希望する者。
- (3) 調査書内容

平均評価点……目安として2.8程度以上(3学年1学期末または前期までの全教科の評価点の¹/₃)
欠席日数……15日以内(入学より3学年1学期末または前期まで)

(審査、承認及び通知、契約)

奨学金の審査、承認及び通知、契約に関しては以下の通りとする。

(1) 審査、承認及び通知

奨学金貸与希望者より、履歴書、調査書を受領した後、資格要件及び申請者の「人物、健康、学力等」を「面接、健康診断(健康診断書提出で可)、当社所定の試験等」により専門学校と協議の上総合的に審査し、奨学金の承認・不承認を決定する。

許可された学生に対しては「奨学金支援決定通知書」をもって本人への通知とする。

(2) 契約

申請者は「奨学金支援決定通知書」を受領次第、入社承諾書を提出し、速やかに当社との間で奨学金貸与契約を締結する(以下契約締結者を「奨学生」という)。

(指 定 校)

トヨタ名古屋自動車大学校・トヨタ神戸自動車大学校・トヨタ東京自動車大学校を当社指定校とする。

(貸 与 金 額)

貸与金額は上限金額を下表の通りとする。又、貸与金については返済利息はなしとする。

当社指定校 1,000,000円

(貸 与 期 間)

専門学校に入学した月より卒業する月までの期間。

(奨学金の返済方法)

奨学金返済は以下の通りとする。無利息とし元金の返済とする。

返済開始は入社後1年経過後の給料とする。

当社指定校 10,000円／月×100回

(奨 学 金 の 減 免)

勤続年数により下記の通り返済の免除する。

5年勤続した場合奨学金の半額を免除。

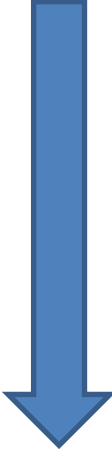
8年勤続した場合奨学金の全額を免除。

既に返済した奨学金は奨学生に返却することとする。

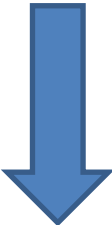
上記 規定は平成29年9月9日から実施する。

奨学金申請手続きの流れ

1. 概ね8月より申請受付、まずは、当社にご相談ください。
(自動車整備専門学校のお募り日以前早めに相談ください。)

- 
- ① 奨学金制度をご利用されたい方は、当社 下記担当へご連絡ください。
 - ② 面談させていただき、制度について詳しく説明します。
- (通常の奨学金制度と少し異なり、金融機関よりの借入として奨学金を給付します。)
- ・奨学金給付上限は、100万円まで。
- (利息等は当社が負担しますので、本人の利息等の負担はありません)
- ・5年勤続で返済する奨学金の半額免除。
 - ・8年勤続で返済する奨学金の全額免除。
- (返済済みの奨学金は、後日お返しします。)

2. 申請書類をご提出いただきます。

- 
- | | |
|----------|--------------------|
| ① 奨学金申請書 | ⑤連帯保証人の印鑑証明書 |
| ② 履歴書 | ⑥連帯保証人の所得証明書 |
| ③ 健康診断書 | ⑦個人情報の取り扱いについての同意書 |
| ④ 成績証明書 | |

3. 当社で審査した後、結果をご連絡いたします。

- 
- ◇申請書類ご提出の後、筆記試験および面接試験による審査を行います。
承認／不承認の結果を申請者の方に書面でご連絡いたします。

4. 奨学金給付の契約を取り交わします。

- 
- ◇承認された方には当社指定の提携金融機関と金銭消費貸借の契約を締結する為の手続きを行っていただきます。
その際、法定代理人および連帯保証人の自署、押印、書類が必要です。

5. 当社指定の提携金融機関より、
指定口座に奨学金が振り込まれます。

鳥取トヨタ自動車株式会社 奨学金制度規定

(奨学金制度の目的)

第1条 当制度は、自動車整備専門学校(以下「専門学校」と鳥取トヨタ自動車株式会社(以下「当社」)が自動車整備士を志す学生に対し、授業料、生活費その他学生生活を営む上で必要となる支払いの支援を行うため、専門学校と当社が共同で行う奨学金制度として定めるものとする。

(対象者の資格要件)

第2条 奨学金給付希望者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 鳥取県の高等学校等に在学中で自動車整備専門学校(以下「整備学校」)に進学を希望する学生。
- (2) 整備学校を卒業後、当社に入社を希望する学生。
- (3) 調査書内容
平均評価点……2.8以上(3学年1学期末または前期までの全教科の評価点の平均)。
欠席日数……15日以内(入学より3学年1学期末または前期まで)。

(指定校・その他の整備学校)

- 第3条 (1) トヨタ名古屋自動車大学校・トヨタ神戸自動車大学校・トヨタ東京自動車大学校を当社の指定校とする。
- (2) その他の整備学校とは、2級整備士資格以上の資格を取得可能な整備学校とする。

(給付金額)

第4条 自動車整備科(2年課程・3年課程・4年課程)の入学金、授業料、実習費、施設費等の相当額として100万円を上限とする。

但し、給付相当額に係る利息等は当社が負担するものとする。

(申請及び給付に必要な書類)

第5条 当規定に従い奨学金給付を希望する場合は、下記の書類を当社へ提出する。

当社提出用

- (1) 奨学金申請書
- (2) 本人の履歴書
- (3) 本人の健康診断書
- (4) 本人の成績証明書
- (5) 本人の印鑑証明書(印鑑登録の無い場合は、印鑑登録をする。当社は写し原本は金融機関へ提出)
- (6) 連帯保証人の印鑑証明書(当社は写し原本は金融機関へ提出)
- (7) 個人情報の取り扱いについての同意書

金融機関提出用(第6条の承認決定者が対象)

- (1) 「鳥取トヨタ自動車株式会社就職予定者に対する融資制度」借入申込書(事前審査に必要)
- (2) 金銭消費貸借契約証書(審査後承認の場合に必要)
- (3) 法定代理人(連帯保証人)の同意書(審査後承認の場合に必要)
- (4) 戸籍謄本(法定代理人の確認)
- (5) 個人情報の取り扱いについての同意書

(審査、承認及び通知)

第6条 (1) 奨学金制度規定に定める資格要件及び申請者の「人物、健康、学力等」を面接、提出書類、当社所定の試験等により総合的に審査し、奨学金給付の承認／不承認を決定する。

承認された場合は、「奨学金支援決定及び採用内定通知書」をもって本人への通知とする。

(契約)

第7条 (1) 申請者は「奨学金支援決定通知書」を受領次第、速やかに当社の指定する提携金融機関で金銭消費貸借契約の締結する。(以下契約締結者を「奨学生」という)

但し、指定する提携金融機関による審査による判断により給付の可否が決定する。

(安定継続した収入のない方の契約時の法定代理人について)

安定継続した収入のない方が奨学金給付契約を締結する場合、法定代理人(親権者等、法により定められた代理権を有する者)の同意を要する。法定代理人の契約書への署名、捺印をもって同意とする。

(連帯保証人について)

- 1) 奨学生は連帯保証人を要する。連帯保証人とは奨学生に代わって金融機関からの借入の返済をする者をいう。契約締結時、契約書への署名、捺印を行うとともに印鑑証明書及び収入に関する証明書を当社に提出しなければならない。
- 2) 連帯保証人は親権者とする。父母不在の場合法定代理人とする。

(奨学金の給付)

第8条 原則、整備学校に入学した月に奨学生が申請した奨学金額を指定口座に振込する。
入学と同時に整備学校より在学証明書を取得し、当社に提出する。

(契約者記載内容の変更連絡)

第9条 申請者は下記の場合、速やかに当社に連絡し、必要な手続きをとることとする。

- (1) 休学、復学、転学、編入学、留学又は退学したとき
- (2) 連帯保証人を変更するとき
- (3) 本人、連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に変更があったとき
- (4) 奨学金を辞退するとき

(金融機関への返済)

第10条 奨学金返済は以下の通りとする。

返済開始時期	当社入社1年経過後の4月から返済開始とする。(据置き3年)
返済金額	10,000円/月
返済総額	受領した奨学金

(金融機関から借入金の援助)

第11条 勤続年数により下記の通り返済の援助をする。

5年勤続した場合奨学金の半額を援助。(半額免除)。

8年勤続した場合奨学金の全額を援助。(全額免除)。

既に返済した奨学金は奨学生に当社より返却することとする。

(奨学金給付取止め、一括返済)

第12条 当社は、奨学生以下の各号のいずれかに該当する場合は、それ以降について奨学金給付を中止し、既に貸与した奨学金の一括返済を求めるものとする。

- (1) 整備学校に入学しなかった、又は不合格となった場合。
- (2) 整備学校を退学、又は長期にわたり欠席した場合。但し、欠席が正当な理由な場合は除く。
- (3) 傷病等により就学の見込みがないと整備学校及び当社が判断した場合。
- (4) 整備学校より、停学その他の処分を受けた場合。
- (5) 留年等学業成績又は素行が著しく不良となったと整備学校及び当社が判断した場合。
- (6) 奨学生の都合により当社に入社しなかった場合。
- (7) 入社後、完済前に退職した場合。
- (8) 本人が死亡した場合。
- (9) 入社後就業規則に定める懲戒解雇に該当し退職した場合。

(紛争の解決)

本契約から生じる紛争については、当社所在地を直轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(適用)

(その他当社との連絡)

(授業の状況、生活状況など)